

○環境省告示第五十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第三条第二号へ及び同令第六条第一項第二号ハの規定に基づき、特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法（平成十一年六月厚生省告示第四百十八号）の一部を次のように改正し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百七十六号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から適用する。

平成二十九年六月九日

環境大臣 山本 公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを

新たに追加する。

改正後	改正前
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第三条第二号への規定による特定家庭用機器一般廃棄物の再生又は処分の方法及び令第六条第一項第二号ハにおいてその例によることとされる令第三条第二号への規定による特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 廃テレビジョン受信機のうち液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないもの）に限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）にあつては、次のイ又はロに掲げる方法</p> <p>イ 蛍光管のうち水銀又はその化合物（以下「水銀等」という。）を含むものについて、次のとおりとする。</p> <p>(1) 破碎設備を用いて破碎するとともに、破碎に伴つて生ずる汚泥又はばいじんについても(2)又は(3)のいずれかの方法（水銀（水銀化合物）に含まれる水銀を含む。以下同じ。）を当該汚泥又はばいじん一キログラムにつき千ミリグラム以上含有する汚泥又はばいじん一キログラムにつき千ミリグラム以上含有する汚泥又はばいじんにあつては、(3)の方法）により処理する方法</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第三条第二号への規定による特定家庭用機器一般廃棄物の再生又は処分の方法及び令第六条第一項第二号ハにおいてその例によることとされる令第三条第二号への規定による特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 廃テレビジョン受信機のうち液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないもの）に限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）にあつては、次のイ又はロに掲げる方法</p> <p>イ 蛍光管のうち水銀又はその化合物（以下「水銀等」という。）を含むものについて、次のとおりとする。</p> <p>(1) 破碎設備を用いて破碎するとともに、破碎に伴つて生ずる汚泥又はばいじんについても(2)又は(3)のいずれかの方法により処理する方法</p>

(2) (略)

(3) ばい焼設備を用いてばい焼する方法その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法であつて、ばい焼その他の加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法

ロ (略)

五・六 (略)

(2) (略)

(3) ばい焼設備を用いてばい焼するとともに、ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法

ロ (略)

五・六 (略)